

熊本県水防計画書(令和4年度修正) 新旧対照表

現 行	新 (令和4年度修正)	修正理由
<p>【 本 編 】</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 2 節 用語の定義 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(5) 水防警報 国土交通大臣又は県知事が、洪水、高潮又は津波により <u>(追記)</u> 重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川等について、<u>(追記)</u> <u>水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう</u> (法第2条第8項、法第16条)。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>【 本 編 】</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 2 節 水防の責任等 (略)</p> <p><u>(5) 消防機関の長</u> <u>消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう</u> (法第2条第5項)。</p> <p><u>(6) 水防団</u> <u>法第6条に規定する水防団をいう。</u></p> <p><u>(7) 洪水予報河川</u> <u>国土交通大臣が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定したそれがあると認めて指定した河川。国土交通大臣は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う</u> (法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項及び第3項)。</p> <p>(8) 水防警報 国土交通大臣又は県知事が、洪水、高潮又は津波により <u>国民経済上</u> 重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川等について、<u>洪水、高潮又は津波によって災害が起こるおそれがあるとき</u>、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう (法第2条第8項、法第16条)。</p> <p><u>(9) 水位周知河川</u> <u>国土交通大臣又は県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上従来又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う</u> (法第13条)。</p> <p><u>(10) 水位到達情報</u> <u>水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報、または氾濫発生情報のことをいう。</u></p>	<p>「水防計画作成の手引き」(国土交通省)を踏まえた修正</p>

現 行	新 (令和4年度修正)	修正理由
<p>(6) 水防団待機水位 (通報水位) (略)</p> <p>(7) 氾濫注意水位 (警戒水位) (略)</p> <p>(8) 避難判断水位 (略)</p> <p>(9) 氾濫危険水位 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(10) 重要水防箇所 (重要水防区域) (略)</p> <p>(11) 洪水浸水想定区域 (略)</p> <p>(12) 水防協力団体 (略)</p> <p>(13) 浸水被害軽減地区 (略)</p> <p><b>第 3 節 水 防 の 責 任 等</b> (略)</p> <p>(2) 水防管理団体の責任 (略)</p> <p>⑮ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表 <u>(追記)</u> <u>(追記)</u> <u>(法第15条の3)</u> (略)</p> <p>(4) 居住者等の義務 <u>居住者等は水防管理者、消防機関の長より要請があった場合は直ちに協力し、水防に従事しなければならない。(水防法第24条)</u> (略)</p>	<p>(11) 水防団待機水位 (通報水位) (略)</p> <p>(12) 氾濫注意水位 (警戒水位) (略)</p> <p>(13) 避難判断水位 (略)</p> <p>(14) 氾濫危険水位 (略)</p> <p><u>(15) 洪水特別警戒水位</u> <u>法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</u></p> <p>(16) 重要水防箇所 (重要水防区域) (略)</p> <p>(17) 洪水浸水想定区域 (略)</p> <p>(18) 水防協力団体 (略)</p> <p>(19) 浸水被害軽減地区 (略)</p> <p><b>第 3 節 水 防 の 責 任 等</b> (略)</p> <p>(2) 水防管理団体の責任 (略)</p> <p>⑮ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。<u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告 (法第15条の3)</u> (略)</p> <p>(4) 居住者等の義務 <u>① 水防への従事 (法第24条)</u> <u>② 水防通信への協力 (法第27条)</u> (略)</p>	<p>水防法の改正に伴う修正</p>

現 行	新 (令和4年度修正)	修正理由
<p>(新規)</p> <p>第5章 洪水予報・水防警報 等 (略)</p> <p>第1節 洪水予報河川における洪水予報 等</p> <p>(1) 国土交通大臣が発表する洪水予報及び水位情報 水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省と気象庁(熊本地方気象台)が共同して行う洪水予報について、水防本部長は、<u>(追記)</u> 国土交通大臣から、洪水予報の通知を受けたときは、直ちに関係水防区本部長及び関係水防管理者に通報するとともに、確実を期すため、着信確認を行うものとする。</p> <p>① 洪水予報の種類と発表基準 洪水予報の種類と発表基準については、次のとおりである。 (略)</p> <p>② 洪水予報河川と実施区間 洪水予報河川と実施区間については、資料編【Ⅲ-3】のとおり。 (新規)</p> <p>④ 水位周知河川 水防法第13条第1項に基づき、国土交通大臣が水位情報[特別警戒水位(氾濫危険水位)]の通知を行う河川については、資料編【Ⅲ-5】のとおり。</p>	<p><b>第4節 津波における留意事項</b> <u>津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。□</u> <u>遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。□</u> <u>従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。</u></p> <p>第5章 洪水予報・<u>水位到達情報</u>・水防警報 (略)</p> <p>第1節 洪水予報河川における洪水予報</p> <p>(1) 国が行う洪水予報 <u>(削除)</u> 水防本部長は、国土交通大臣が指定した洪水予報河川について、国 <u>(削除)</u> から洪水予報の通知を受けたときは、直ちに関係水防区本部長及び関係水防管理者に通知するとともに、確実を期すため、着信確認を行うものとする。</p> <p>① <u>通知する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。</u> (略)</p> <p>② <u>洪水予報河川と実施区間は、資料編【Ⅲ-3-①】のとおり。</u></p> <p>③ <u>洪水予報の対象となる基準水位観測所及び設定水位は、資料編【Ⅲ-3-②】のとおり。</u> (削除)</p>	<p>「水防計画作成の手引き」(国土交通省)を踏まえた修正</p>

現 行	新 (令和4年度修正)	修正理由										
(新規)	<p><b>第2節 水位周知河川における水位到達情報</b></p> <p><u>(1) 国土交通大臣が行う水位到達情報の通知</u></p> <p>水防本部長は、国土交通大臣が指定した水位周知河川について、国土交通大臣から水位到達情報の通知を受けたときは、直ちに関係水防区本部長及び関係水防管理者に通知するとともに、<u>確実に期すため、着信確認を行うものとする。</u></p> <p><u>① 通知する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおり。</u></p> <table border="1" data-bbox="1439 636 2516 1199"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報[洪水])</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(警戒レベル2相当水位)に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報[洪水])</td> <td>基準地点の水位が避難判断水位(警戒レベル3相当水位)に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報[洪水])</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(警戒レベル4相当水位)に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[洪水])</td> <td>氾濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>② 国が水位到達情報の通知を行う河川(水位周知河川)と実施区間は、資料編【Ⅲ-5-①】のとおり。</u></p> <p><u>③ 水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所及び設定水位は、資料編【Ⅲ-5-②(新規)】のとおり。</u></p> <p><u>④ 伝達系統図及び水位到達情報の通知文例は、資料編【Ⅲ-5-③(新規)】のとおり。</u></p> <p><u>(2) 知事が行う水位到達情報の通知</u></p> <p>水防区本部長は、知事が指定した水位周知河川について、水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)等に達したときは、その旨を当該河川の水位を示して関係水防管理者及び水防本部長に通知するとともに、<u>確実に期すため、着信確認を行うものとする。</u></p> <p>水防本部長は、水防区本部長から水位到達情報の通知を受けたときは、<u>必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。</u></p>	種 類	発 表 基 準	氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(警戒レベル2相当水位)に到達したとき	氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報[洪水])	基準地点の水位が避難判断水位(警戒レベル3相当水位)に到達したとき	氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(警戒レベル4相当水位)に到達したとき	氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[洪水])	氾濫が発生したとき	「水防計画作成の手引き」(国土交通省)を踏まえた修正
種 類	発 表 基 準											
氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(警戒レベル2相当水位)に到達したとき											
氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報[洪水])	基準地点の水位が避難判断水位(警戒レベル3相当水位)に到達したとき											
氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(警戒レベル4相当水位)に到達したとき											
氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[洪水])	氾濫が発生したとき											



現 行	新 (令和4年度修正)	修正理由							
<p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>第14章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p>(新規)</p> <p>(1) 市町村防災会議は、<u>洪水予報河川、水位周知河川について</u>、浸水想定区域(略)</p> <p>(2) 水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地(略)</p> <p>(3) 水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成<u>(追記)</u>するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施<u>するほか</u>、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</p> <p>(4) 水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を(略)</p>	<p><u>※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じ次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1439 331 2516 640"> <tr><td>待機</td><td rowspan="6">地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、水防団待機水位、氾濫注意水位等にと らわれず、現地状況により判断し、水防警報を発表する。</td></tr> <tr><td>準備</td></tr> <tr><td>出動</td></tr> <tr><td>警戒</td></tr> <tr><td>嚴重警戒</td></tr> <tr><td>解除</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>第14章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p><u>(1) 国土交通大臣及び都道府県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。</u> <u>洪水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は資料編【Ⅲ-15】のとおりである。</u></p> <p>(2) 市町村防災会議は、<u>(削除)</u>浸水想定区域(略)</p> <p>(3) 水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地(略)</p> <p>(4) 水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成<u>し、これを市町村長に報告</u>するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施<u>し、その結果を市町村長に報告するものとする。</u> <u>さらに、</u>自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</p> <p>(5) 水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を(略)</p>	待機	地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、水防団待機水位、氾濫注意水位等にと らわれず、現地状況により判断し、水防警報を発表する。	準備	出動	警戒	嚴重警戒	解除	<p>水防法の改正に伴う修正</p> <p>水防法の改正に伴う修正</p>
待機	地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、水防団待機水位、氾濫注意水位等にと らわれず、現地状況により判断し、水防警報を発表する。								
準備									
出動									
警戒									
嚴重警戒									
解除									